



# 熊本県公報

第 1 2 0 9 8 号

平成 24 年 3 月 27 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○定期種畜検査の実施	(畜産課) 1
○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定 介護予防サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	( " ) 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " ) 4
○指定居宅サービス事業者の指定	( " ) 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " ) 5
○指定居宅サービス事業者の指定	( " ) 5
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " ) 5
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 5
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更	( " ) 6
○港湾施設の供用廃止	(港湾課) 6
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 7
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " ) 8
○指定居宅サービス事業者の指定	( " ) 8
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " ) 8
○指定居宅サービス事業者の指定	( " ) 8
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " ) 8
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 9
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 9
<b>公 告</b>	
○生物多様性保全回復モデル地域の指定	(自然保護課) 20
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 20
○公的個人認証サービスに係る情報提供手数料の額の公告	(情報企画課) 21
○公的個人認証サービスの電子証明書発行手数料の額の公告	( " ) 21
○換地処分通知書	(農地整備課) 22
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	(税務課) 22
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 22
○都市計画法による開発行為工事完了公告	( " ) 23
○都市計画法による開発行為工事完了公告	( " ) 23
○都市計画法による開発行為工事完了公告	( " ) 23
<b>登 載 依 頼</b>	
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 23
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の 一部を改正する規則	( " ) 23
○公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部 を改正する規則	( " ) 25
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	( " ) 25
<b>正 誤</b>	
○平成 24 年 3 月 9 日熊本県人事委員会規則第 28 号(熊本県 職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を 改正する規則)中	( " ) 26
○平成 24 年 3 月 9 日熊本県人事委員会規則第 29 号(副校長 の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則)中	( " ) 26

## 告 示

**熊本県告示第 356 号**  
 家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 4 条第 1 項の規定により種畜検査が次  
 のとおり実施されるので、家畜改良増殖法施行規則(昭和 25 年農林省令第 96 号)第 2  
 条第 2 項の規定により公表する。  
 平成 24 年 3 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第4条に規定する牛、馬及び豚
- 3 検査の期日、場所及び検査予定頭数

検査月日	検査場所	家畜の種類別検査予定頭数
平成24年5月7日 (月)	合志市（農業研究センター）、 玉名市（家畜改良センター熊本 本牧場）	肉用牛50頭 豚7頭
平成24年5月8日 (火)	菊池市（中村幸弘、瀧内権 二）、菊池郡大津町（村山光弘、 児嶋康博、錦江ファーム大津 牧場）、菊池郡菊陽町（帆保新 次）	肉用牛6頭 馬3頭
平成24年5月9日 (水)	菊池郡菊陽町（古閑清和、本 田哲哉）、熊本市（志水勝国、 本田土寿、中原誠喜、塚本敏 継）	肉用牛3頭 馬21頭
平成24年5月10日 (木)	菊池市（全農西日本原種豚場）	豚240頭
平成24年5月11日 (金)	阿蘇郡南小国町（佐藤瀬市）、 阿蘇市（狩尾牧場、グリーン バレー）	肉用牛2頭 馬2頭
平成24年5月14日 (月)	阿蘇郡西原村（社団法人家畜 改良事業団熊本種雄牛センタ ー、有限会社宮村牧場、堤恭 一）	乳用牛16頭 肉用牛22頭 馬8頭
平成24年5月15日 (火)	阿蘇市（県畜産農協阿蘇支所、 江藤要一、エルパティオ牧場、 白石重雄、赤水牧野組合）	肉用牛6頭 馬6頭
平成24年5月16日 (水)	球磨郡あさぎり町（種村孝 典）、球磨郡球磨村（錦江ファ ーム）、球磨郡錦町（有限会社 マルナカファーム）	肉用牛5頭

**熊本県告示第357号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第46条第1項及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービスの種類	事業者名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日
訪問介護	株式会社エス・アールコンサルタント	スタイルケア	熊本県熊本市保田塚本町6番21号	平成24年5月1日
訪問介護	有限会社アイシー企画	ゆかーつと	熊本県熊本市龍田二丁目19番1号	平成24年5月1日
訪問介護	有限会社アトム	アトム	熊本県熊本市横手三丁目1番6号	平成24年5月1日
訪問介護	有限会社せせらぎ	ヘルパーステーションみずたま	熊本県熊本市昭和町3番21号石井ビル101号	平成24年6月1日
訪問介護	医療法人桜十字	訪問介護ステーション桜十字	熊本県熊本市御幸宮田七丁目10番6号久フラットA102	平成24年6月15日
訪問介護	有限会社ケアサポート雁回	訪問介護ステーション山みずき	熊本県熊本市富合町木原1461番地1	平成24年5月12日

サービスの種類	事業者名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日
訪問介護	エンゼル有限会社	訪問介護ステーションわらべ	熊本県八代市高下西町1832番地1	平成24年6月23日
訪問介護	有限会社大和タクシー	大和ケアサービス	熊本県八代市大村町859番地の7	平成24年5月25日
訪問介護	有限会社弘潤社	訪問介護ステーション共生	熊本県下益城郡美里町中郡983番地1	平成24年5月11日
訪問看護	医療法人 荒瀬会	荒瀬病院訪問看護ステーション	熊本県上益城郡甲佐町緑町331番地	平成24年5月17日
通所介護	有限会社昭和苑	楠木温泉デイサービス倶楽部昭和苑	熊本県熊本市楠木町田底333	平成24年6月30日
通所介護	有限会社やすらぎ	デイサービスやすらぎ	熊本県八代市植柳新町一丁目3号6番地	平成24年7月1日
通所介護	有限会社ライフケア	ライフケア長洲デイサービスセンター	熊本県玉名郡長洲町大字折崎字曾根浦1440番地1	平成24年6月22日
通所介護	有限会社陽楽	デイサービス陽楽	熊本県菊池郡大津町杉水436番地1	平成24年5月18日
通所介護	有限会社 典山會	通所介護センター亀さん	熊本県球磨郡多良木町黒肥地字里坊2637番地18	平成24年6月12日
特定施設入居者生活介護	社会福祉法人日生会	熊本めぐみの園	熊本県熊本市小山町1781番地	平成24年5月1日
福祉用具貸与	有園義肢株式会社	福祉用具のアリゾノ	熊本県宇城市松橋町きらら2丁目3番地13	平成24年6月6日
特定福祉用具販売	有園義肢株式会社	福祉用具のアリゾノ	熊本県宇城市松橋町きらら2丁目3番地13	平成24年6月6日
特定福祉用具販売	合資会社ヨコオ家具	合資会社ヨコオ家具	熊本県阿蘇郡小国町宮原1981番地3	平成24年6月1日
居宅介護支援	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	熊本市社会福祉事業団東の里居宅介護支援事業所	熊本県熊本市秋津三丁目17番17号	平成24年7月1日
居宅介護支援	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	熊本市社会福祉事業団長寿の里居宅介護支援事業所	熊本県熊本市城山薬師二丁目10番10号	平成24年7月1日
居宅介護支援	医療法人 坂梨ハート会	ハートプラン	熊本県阿蘇市小里249番地2	平成24年7月1日
居宅介護支援	有限会社泰斗	アトム薬局	熊本県菊池市大淋寺275番地5	平成24年7月1日
居宅介護支援	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター大矢野	熊本県上天草市大矢野町中宇城本478番地26	平成24年7月1日
居宅介護支援	医療法人社団 春田会	なの花	熊本県上天草市松島町阿村821番地の1	平成24年5月18日
居宅介護支援	医療法人社団 豊栄会	とよの在宅支援センター	熊本県宇城市豊野町糸石3897番地	平成24年6月6日
介護予防訪問介護	医療法人社団 大塚メディカル	八景水谷クリニック訪問介護事業所	熊本県熊本市八景水谷1丁目31番16号	平成24年5月1日
介護予防訪問介護	有限会社ケアサポートさくら	移送サービスさくら	熊本県熊本市御幸笹田七丁目1番10号コーポ笹田303号	平成24年7月1日
介護予防訪問介護	有限会社シニアケア・フラワー	福々ヘルパーステーション	熊本県熊本市葦山三丁目41番27号	平成24年5月1日
介護予防訪問介護	株式会社エス・アールコンサルタント	スタイルケア	熊本県熊本市保田塚本町6番21号	平成24年5月1日
介護予防訪問介護	有限会社アイシー企画	ゆたーつと	熊本県熊本市龍田二丁目19番1号	平成24年5月1日
介護予防訪問介護	有限会社アトム	アトム	熊本県熊本市横手3丁目1番6号	平成24年5月1日
介護予防訪問介護	有限会社せせらぎ	ヘルパーステーションみずたま	熊本県熊本市昭和町3番21号石井ビル101号	平成24年6月1日
介護予防訪問介護	医療法人桜十字	訪問介護ステーション桜十字	熊本県熊本市御幸笹田七丁目10番6号久フラットA102	平成24年6月15日
介護予防訪問介護	有限会社ケアサポート雁回	訪問介護ステーション山みずき	熊本県熊本市富合町木原1461番地1	平成24年5月12日
介護予防訪問介護	エンゼル有限会社	訪問介護ステーションわらべ	熊本県八代市高下西町1832番地1	平成24年6月23日
介護予防訪問介護	有限会社大和タクシー	大和ケアサービス	熊本県八代市大村町859番地の7	平成24年5月25日
介護予防訪問介護	有限会社弘潤社	訪問介護ステーション共生	熊本県下益城郡美里町中郡983番地1	平成24年5月11日
介護予防訪問介護	社会福祉法人 小国町社会福祉協議会	小国町社協訪問介護事業所	熊本県阿蘇郡小国町宮原1530番地2	平成24年5月1日
介護予防訪問介護	合資会社山光総業	訪問介護ステーションやまと	熊本県上益城郡山都町城平874	平成24年5月1日

サービスの種類	事業者名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日
介護予防訪問看護	医療法人社団 聖和会	訪問看護ステーションありあげ	熊本県玉名郡長洲町宮野2775番地	平成24年7月1日
介護予防訪問看護	医療法人 回生会	訪問看護ステーション回生会	熊本県上益城郡嘉島町鞍1880	平成24年5月1日
介護予防訪問看護	医療法人 荒瀬会	荒瀬病院訪問看護ステーション	熊本県上益城郡甲佐町緑町331番地	平成24年5月17日
介護予防通所介護	医療法人 查友会	黒髪デイサービスセンター とも	熊本県熊本市黒髪五丁目8番9号	平成24年5月22日
介護予防通所介護	有限会社ケアランド熊本	デイサービスセンター ロイテの杜	熊本県熊本市健軍四丁目5番10号	平成24年5月1日
介護予防通所介護	サンパーク有限会社	デイサービス太陽の園	熊本県熊本市長嶺西二丁目7番8号	平成24年5月1日
介護予防通所介護	有限会社昭和苑	植木温泉デイサービス倶楽部昭和苑	熊本県熊本市植木町田底333	平成24年6月30日
介護予防通所介護	有限会社やすらぎ	デイサービスやすらぎ	熊本県八代市植柳新町一丁目3号6番地	平成24年7月1日
介護予防通所介護	有限会社 立願寺温泉企画	立願寺温泉 デイサービス 湯と里館	熊本県玉名市岩崎382	平成24年5月1日
介護予防通所介護	特定非営利活動法人 正心会	いきいきホーム笑顔の楽園	熊本県宇城市不知火町松合121番地1	平成24年5月1日
介護予防通所介護	社会福祉法人 仲生紀	デイサービスセンターこもれび	熊本県下益城郡美里町佐保338番地	平成24年6月1日
介護予防通所介護	有限会社ライフケア	ライフケア長洲デイサービスセンター	熊本県玉名郡長洲町大字折崎字曾根浦1440番地1	平成24年6月22日
介護予防通所介護	有限会社陽楽	デイサービス陽楽	熊本県菊池郡大津町杉水436番地1	平成24年5月18日
介護予防通所介護	有限会社 典山會	通所介護センター亀さん	熊本県球磨郡多良木町黒肥地字里坊2637番地18	平成24年6月12日
介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人 諒和会	さくらの苑短期入所生活介護事業所	熊本県熊本市松尾町近津1361番地	平成24年7月1日
介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人 三峰福祉会	短期入所生活介護事業所 黎明館	熊本県熊本市植木町豊田187番地	平成24年5月1日
介護予防福祉用具貸与	有園義肢株式会社	福祉用具のアリゾノ	熊本県宇城市松橋町きらら2丁目3番地13	平成24年6月6日
特定介護予防福祉用具販売	有園義肢株式会社	福祉用具のアリゾノ	熊本県宇城市松橋町きらら2丁目3番地13	平成24年6月6日
特定介護予防福祉用具販売	合資会社ヨコオ家具	合資会社ヨコオ家具	熊本県阿蘇郡小国町宮原1981番地3	平成24年6月1日

**熊本県告示第358号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
きららデイサービス 菊池市泗水町永3193番地	ヒロコーポレーション合 同会社	平成24年3月16日

**熊本県告示第359号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
きららデイサービス 菊池市泗水町永3193番地	ヒロコーポレーション合 同会社	平成24年3月16日

**熊本県告示第360号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
黒髪介護センターゆう ヘルパー ステーション 熊本市黒髪六丁目7番7号	医療法人杏友会	平成24年4月1日

**熊本県告示第361号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
黒髪介護センターゆう ヘルパー ステーション 熊本市黒髪六丁目7番7号	医療法人杏友会	平成24年4月1日

**熊本県告示第362号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菊鹿訪問介護ステーションスマイル 山鹿市菊鹿町下内田1676番地	合同会社大成舎菊鹿ケア センタースマイル	平成24年4月1日

**熊本県告示第363号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菊鹿訪問介護ステーションスマイル 山鹿市菊鹿町下内田1676番地	合同会社大成舎菊鹿ケア センタースマイル	平成24年4月1日

**熊本県告示第364号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ヘルパーステーション いこい 熊本市出水六丁目2番23号	有限会社 ライフ・アシスト 熊本市国分本町5番55-2号 園田 謙市	平成24年 3月15日	4310101573	居宅介護 重度訪問介護

ケアステーションエクリュ 荒尾市四ツ山町二丁目4番地14	株式会社 エクリュ 荒尾市四ツ山町二丁目4番地14 三川 直美	平成24年 3月15日	4310300217	居宅介護 重度訪問介護
---------------------------------	---------------------------------------	----------------	------------	----------------

**熊本県告示第365号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社 ニチイ学館 ニチイケアセンター水俣 居宅介護、重度訪問介護、同行援護	事業所の所在地	水俣市栄町1丁目6番11号	水俣市長野町1番114号1階	平成23年 11月18日

**熊本県告示第366号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、平成24年3月31日限りで次の港湾施設の供用を廃止するので、その概要を公示する。

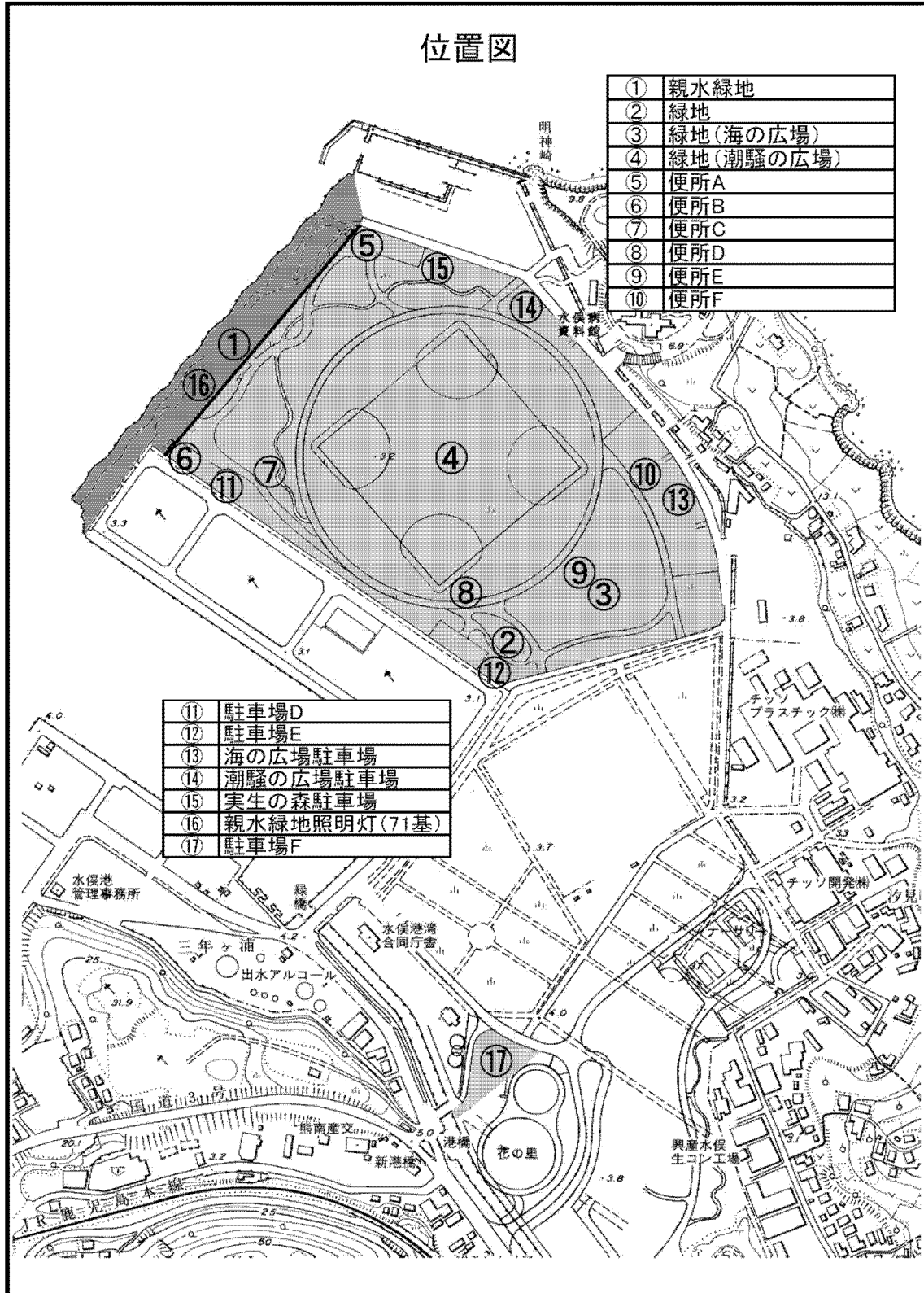
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 水俣港
- 2 所 在 水俣市汐見町一丁目地内
- 3 概 要

番号	種 類	数 量 及 び 能 力
①	親水緑地	面積17,447.07㎡
②	緑地	面積468.78㎡
③	緑地（海の広場、子供の広場）	面積725.99㎡
④	緑地（潮騒の広場）	面積167,392.78㎡
⑤	便所A	
⑥	便所B	
⑦	便所C	
⑧	便所D	
⑨	便所E	
⑩	便所F	
⑪	駐車場D	
⑫	駐車場E	
⑬	海の広場駐車場	
⑭	潮騒の広場駐車場	
⑮	実生の森駐車場	
⑯	親水緑地照明灯	71基
⑰	駐車場F	面積3,490㎡

4 位置図



熊本県告示第367号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

## (特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
梅寿荘外部サービス利用型特定施設 天草市栖本町湯船原661番地	社会福祉法人上天草会	平成24年4月1日

**熊本県告示第368号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10規定により公示する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
梅寿荘外部サービス利用型特定施設 天草市栖本町湯船原661番地	社会福祉法人上天草会	平成24年4月1日

**熊本県告示第369号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
養護老人ホーム松風園 天草市本渡町広瀬1638番地	社会福祉法人北斗会	平成24年4月1日

**熊本県告示第370号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10規定により公示する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
養護老人ホーム松風園 天草市本渡町広瀬1638番地	社会福祉法人北斗会	平成24年4月1日

**熊本県告示第371号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
養護老人ホーム明照園特定施設 天草市久玉町1273番地の1	社会福祉法人明照園	平成24年4月1日

**熊本県告示第372号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10規定により公示する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
養護老人ホーム明照園特定施設 天草市久玉町1273番地の1	社会福祉法人明照園	平成24年4月1日



熊本県告示第373号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本YMCA就労継続支援A型事業所 ウェルビー 熊本市新町1-3-8	社会福祉法人熊本YMCA福祉会 阿蘇市狩尾字日下1798番地9 堤 弘雄	平成24年 4月1日	4310101581	就労継続支援A型

熊本県告示第374号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 天草市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
間伏2（207-1-052）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市志柿町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
前小手（207-1-073）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市下浦町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
本郷（207-1-074）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市下浦町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
村（207-1-075）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 天草市下浦町  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
宇土 1 (207-2-036)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市亀場町食場
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
新田 (207-2-042)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市亀場町亀川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
小手川 (207-2-078)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市下浦町
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
茂木根 1-1 (207-3-001-1)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市本渡町広瀬
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
茂木根 1-2 (207-3-001-2)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市本渡町広瀬
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
茂木根 1-3 (207-3-001-3)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町広瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
茂木根1-4(207-3-001-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町広瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
茂木根2-1(207-3-002-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町広瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
茂木根2-2(207-3-002-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町広瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)  
茂木根2-3(207-3-002-3)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市本渡町広瀬
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
茂木根4(207-3-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町広瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中山口 1（207-3-020）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中山口 2-1（207-3-021-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中山口 2-2（207-3-021-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中山口 3（207-3-022）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
中山口 4（207-3-023）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）

- イ 中山口5(207-3-024)  
土砂災害警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
中山口6-1(207-3-025-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
中山口6-2(207-3-025-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)  
中山口7(207-3-026)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)  
大門(207-3-027)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市亀場町亀川
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
広瀬2(207-1-015)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町広瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 広瀬3 (207-1-016)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町広瀬  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 広瀬1 (207-1-017)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町広瀬  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 広瀬4-1 (207-1-018-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町広瀬  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 広瀬4-2 (207-1-018-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町広瀬  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 広瀬4-3 (207-1-018-3)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町広瀬  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 広瀬4-4 (207-1-018-4)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 天草市本渡町広瀬  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
志登平 (207-1-019)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町広瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大矢崎 1-1 (207-1-020-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町広瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大矢崎 1-2 (207-1-020-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町広瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
食場南 (207-3-064)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市亀場町食場
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
亀川左岸 (207-3-065)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市亀場町食場
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

2 山都町

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
川内1(445-1-073)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
川内2-1(445-1-074-1)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
川内2-2(445-1-074-2)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
横野1(445-1-075)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
川内4(445-1-076)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊



- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
川内3（445-1-077）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
川内（B）（445-1-078）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
川内（A）-1（445-1-079-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
川内（A）-2（445-1-079-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
成君2（445-1-080）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町成君  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
成君1-1 (445-1-081-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町成君
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
成君1-2 (445-1-081-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町成君
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
川内5 (445-2-140)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
川内7 (445-2-142)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
川内8 (445-2-143)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 成君 3 ( 4 4 5 - 2 - 1 4 4 )
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町成君
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
成君 4 ( 4 4 5 - 2 - 1 4 5 )
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町成君
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
成君 5 ( 4 4 5 - 2 - 1 4 6 )
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町成君
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
横野 2 - 1 ( 4 4 5 - 2 - 1 7 7 - 1 )
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
横野 2 - 2 ( 4 4 5 - 2 - 1 7 7 - 2 )
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
横野 3 ( 4 4 5 - 2 - 1 7 8 )
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町川野

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第162号

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）及び生物多様性くまもと戦略に即して、  
生物多様性保全回復のモデル的な取組を行う地域として、次のとおり生物多様性保全回復  
モデル地域を指定する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 生物多様性保全回復モデル地域の指定  
荒瀬ダムの撤去については、生物多様性基本法及び生物多様性くまもと戦略の趣旨に  
鑑み、今後の生物多様性の保全回復に資する重要なモデルケースとして捉え、事業によ  
って生じる自然環境や生物多様性の変化を把握し後世へ残す必要がある。  
ついては、次の地域を「生物多様性保全回復モデル地域」として定め、荒瀬ダムを撤  
去し、併せて当地域の生物多様性回復の過程を重点的に把握することとする。  
(1) 球磨川（遙拝堰から瀬戸石ダムまで）  
(2) 百済木川（球磨川合流点から轟堰まで）
- 2 指定の理由  
荒瀬ダム周辺は、植物、鳥類、魚類、藻類など多様な生物が生育・生息し、アユなど  
両側回遊魚の遡上・降下に重要な区域であり、また、国の「日本の重要湿地500」に  
選定されている球磨川河口にも近接する区域である。  
荒瀬ダム撤去は、国内で初めての本格的コンクリートダムの撤去であり、当該ダム撤  
去に伴い、瀬・淵が回復するなど生物の生育・生息の環境が大きく変化することが予測  
される。  
このため、今後の生物多様性の保全回復を図るうえで重要なモデルケースとして、当  
該区域を「生物多様性保全回復モデル地域」に指定し、自然環境の変化や生物多様性の  
保全回復の状況を把握、検証し、その記録を後世に残すこととする。
- 3 生物多様性保全回復への取組方針  
(1) 将来的に、地域の願いである荒瀬ダム建設以前の川の姿にできる限り近づき、生  
態系が回復されるようにすることを取組の基本理念とする。  
(2) 一方で、ダム建設以来50余年の年月により形成された現在の生態系への配慮も  
必要であることから、保全措置を行いながら、現在の生態系に対し急激な環境変化  
を与えぬよう十分配慮して取り組む。  
(3) 環境や生態系に与える影響が少ない工法等を採用するとともに、前例が極めて少  
ない取組であることを踏まえ、河川形状、水質、底質及び動植物の生息状況等を幅  
広くモニタリングし、学識経験者等による科学的な評価・検証を行いながら、必要  
に応じて施工方法やモニタリング調査内容を見直すなど順応的に取り組み、生物多  
様性の保全回復を図る。  
(4) 今後見込まれる同様の生物多様性の保全回復や環境教育等の取組にも資するよう、  
記録・保存には十分留意し、その結果を広く公表する。

熊本県公告第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関す  
る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池字土山2809番1  
499.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字小池2902番1  
鍋島 英俊

熊本県公告第164号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年熊本県条例第70号）第3条第3項の規定により、次のおり情報提供手数料の額を承認したので、熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則（平成16年熊本規則第1号）第6条の規定により公告する。

平成24年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 情報提供手数料

情報提供手数料は、協定書を取り交わした署名検証者又は団体検証者ごとに徴収する。  
(1) 3号以下「公的個人認証法の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続IT利用法」という。）第2条第2号のハに掲げるものが署名検証者の場合の情報提供手数料は、無料。

(2) 公的個人認証法第17条第1項第1号に掲げる者で、行政手続IT利用法第2条第2号のハに掲げるもの以外の行政機関等及び公的個人認証法第17条第1項第2号に掲げる者が署名検証者の場合の情報手数料は、次のとおり。

ア CRL提供方式及びOCSP提供方式による失効情報の提供に係る手数料

(ア) 毎日全都道府県認証局の失効情報を取得する場合は、年間3,500,000円（以下「年額」という。）

(イ) 1年のうち決まった日数のみ全都道府県認証局の失効情報を取得する場合は、「事務費用（年間100,000円）」及び「年額に、失効情報を取得した期間を200で除して得た数を乗じて得た額」の合計額  
ただし、得られた額の端数処理については、1,000円未満を切り捨てた額とする。

(ウ) (ア)及び(イ)ともに特定の全都道府県認証局の失効情報のみを取得する場合は、「事務費用（年間100,000円）」及び「(ア)及び(イ)により算出した額から事務費用を除いたそれぞれの額に、当該全都道府県認証局数を47で除して得た数を乗じて得た額」の合計額  
ただし、得られた額の端数処理については、次のとおりとする。

(ア)の場合については、10,000円未満を切り上げた額

(イ)の場合については、1,000円未満を切り上げた額

イ 失効情報ファイルの提供に係る手数料は、1日かつ1全都道府県当たり700円  
複数署名検証者等による共同運営の電子申請システムの場合は、主たる署名検証者等（代表者）から一括徴収することができる。

(3) 公的個人認証法第17条第1項第3号に掲げる者が署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額

(4) 公的個人認証法第17条第1項第4号及び第5号に掲げる者が署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額

(5) 公的個人認証法第17条第1項第6号に掲げる者が署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額

(6) 公的個人認証法第17条第5項第1号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額

(7) 公的個人認証法第17条第5項第2号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額

2 適用期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

熊本県公告第165号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年熊本県条例第70号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり手数料の額を承認したので公告する。

平成24年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

電子証明書発行手数料

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間の手数料

条例第2条第1項に規定する電子証明書の発行手数料 1件当たり500円

ただし、次の場合においては、発行手数料を無料とする。

1 住民基本台帳法に定める「軽微な修正」に伴い、電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なることについて、住民から発行申請があった場合における再発行

2 担当者（市町村窓口及び財団法人自治体衛星通信機構）の操作誤り等による失効があった場合における再発行

3 住民基本台帳の記載事項に誤りがあったまま発行した後、当該誤りを修正したことにより第12条失効があった場合における再発行

4 越県合併の場合における再発行

5 電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なる場合における再発行

- 6 市町村職員が受付窓口端末を用いて都道府県認証局と導通確認を行う場合において
  - (1) 当該職員が既に電子証明書の発行を受けているときの再発行
  - (2) 当該職員が電子証明書の発行を受けていないときの発行
- 7 何らかの理由により、誤発行が判明した場合における再発行
- 8 その他、利用者の責めに帰することができない事由による失効の場合における再発行
- 9 県知事の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行

**熊本県公告第166号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第112条の規定により、次のとおり公告する。

なお、送付すべき書類は、平成24年3月27日から平成24年4月9日まで長洲町役場で縦覧に供する。

平成24年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 送付すべき書類
  - 県営土地改良事業腹赤地区の換地処分に係る平成24年3月6日付け農整第757号の換地処分通知書
- 2 送付を受けるべき者
  - (1) 所在不明 鶴岡 孝
  - (2) 所在不明 島田 稔
- 3 縦覧に供する書類の要旨
  - (1) 換地処分通知書
  - (2) 県営土地改良事業腹赤地区の地区総計表
  - (3) 各筆換地等明細書
- 4 その他
  - 1の送付すべき書類は、縦覧期間中は長洲町役場において保管し、その後は熊本県玉名地域振興局（農林水産部農地整備課）において保管しているので、送付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成24年4月6日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

**熊本県公告第167号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
  - 平成24年度自動車税納税通知書等に係る業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 名称 熊本県総務部総務税務局税務課
  - 所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
  - 平成24年1月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - 氏名 トッパン・フォームズ株式会社
  - 住所 熊本市辛島町5-1
- 5 落札金額
  - 34,912,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
  - 平成23年12月2日

**熊本県公告第168号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
  - 菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野2972番25及び同2972番3の一部

- 1, 245.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市尾ノ上一丁目5番20号  
 株式会社 南栄開発  
 熊本市田迎五丁目4番6号  
 TAKASUGI 株式会社

**熊本県公告第169号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市豊岡字笹原2000番41及び同2000番1363  
 9, 140.47平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 菊池郡菊陽町大字津久礼76番地3  
 有限会社 ジョイント

**熊本県公告第170号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市御代志字三角2086番150  
 243.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市長嶺東六丁目10番61号 エクセレントヴィラC205  
 竹内 修太

**熊本県公告第171号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市豊岡字群前2400番111  
 387.15平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 合志市豊岡2402番地  
 安村 貴史

**登載依頼**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月27日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

**熊本県人事委員会規則第3号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則  
 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
 第4条中「及び言語聴覚士」を「、言語聴覚士及び義肢装具士」に改める。

附 則  
 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

**熊本県人事委員会規則第4号**

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員  
 会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 級別標準職務表（その5）医療職給料表（2）級別標準職務表中「言語聴  
 覚士」の次に「義肢装具士」を加える。

別表第2 初任給基準表（その2）公安職給料表初任給基準表中「1級17号給」を  
 「1級19号給」に、「1級1号給」を「1級3号給」に改める。

別表第2 初任給基準表（その5）医療職給料表（2）初任給基準表中

「

薬剤師	大学卒	2級1号給	を	薬剤師	大学6卒	2級15号給	に、
					大学卒	2級1号給	

」

「

獣医師	大学6卒	2級17号給	を
	大学卒	2級1号給	

」

「

獣医師	大学6卒	2級17号給	に、
	大学卒	2級3号給	

」

「

言語聴覚士	大学卒	2級1号給	を
	短大3卒	1級17号給	

」

「

言語聴覚士	大学卒	2級1号給	に改め、同表の備考を備考第1項とし、
	短大3卒	1級17号給	
義肢装具士	短大3卒	1級17号給	

」

同項の次に次の1項を加える。

2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定に  
 より薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学6卒」  
 の区分によるものとする。

別表第3 学歴免許等資格区分表 1 大学卒の部（3）専門職学位課程修了の項中「学  
 校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了」を  
 「ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了

に改め、同部（4）大学

イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格」  
 6 卒の項中「獣医学」を「薬学若しくは獣医学」に改め、同部（6）大学4卒の項中イを  
 削除し、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

別表第4 修学年数調整表の備考中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項  
 を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学、歯学又は獣医学に関する課程を修了  
 した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対  
 応する修学年数欄の年数及び調整年数欄の年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、  
 この表の修学年数欄の年数及び調整年数欄の年数とする。

別表第6 級別最低経過年数表（その5）医療職給料表（2）級別最低経過年数表中

「

薬剤師	大学卒		0	5	8	を
	短大卒	0	2.5	8	11	
獣医師	大学卒		0	5	8	
	短大卒	0	2.5	8	11	

」

「

薬剤師	大学6卒		0	2	5	に、
	大学卒		0	5	8	
獣医師	大学6卒		0	2	5	
	大学卒		0	5	8	

」



言語聴覚士	大学卒		0	5	8
	短大 3 卒	0	1	6	9

を

言語聴覚士	大学卒		0	5	8
	短大 3 卒	0	1	6	9
義肢装具士	短大 3 卒	0	1	6	9

に改め、同表の備考中「言語

聴覚士」の次に「、義肢装具士」を加える。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 2 7 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 5 号

公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則  
公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則（平成 1 4 年熊本県人事委員会規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 条例第 2 条第 1 項第 1 号に該当する団体の項団体の名称の欄中「財団法人熊本県林業公社」の次に「財団法人熊本国際観光コンベンション協会」を加え、同表第 1 条例第 2 条第 1 項第 5 号に該当する団体の項団体の名称の欄中「社団法人全国社会保険協会連合会（健康保険人吉総合病院）」の次に「公益財団法人くまもと地下水財団」を加える。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 2 7 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 6 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 3 2 年熊本県人事委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 知事の事務部局の部知事公室の款本庁の項中

危機管理監	3 種
-------	-----

を

危機管理監	3 種
政策調整監	5 種

に改め、同部商工観光労働部の款地方出

先機関の項中「産業技術センター総務管理室長 熊本高等技術訓練校副校長」を「産業技術センター総務管理室長」に改め、同部土木部の款地方出先機関の項中

熊本土木事務所長	3 種
----------	-----

を削り、「熊本土木事務所次長」を「熊

本土木事務所長」に、「ダム管理所長」を「熊本土木事務所次長 ダム管理所長」に改め、同表教育庁の部本庁の項中

総括審議員	2 種
-------	-----

を

教育理事	1 種
総括審議員	2 種

に、「教育次長」を「局長」に改め、同

部地方出先機関の項中「教育センター副所長」を「教育センター副所長（区分 7 種のものを除く。）」に、「生涯学習推進センター次長」を「教育センター副所長（人事委員会が定めるものに限る。）」生涯学習推進センター次長」に改め、同表警察の部警察本部の項

中「広域捜査官」を「広域捜査官 性犯罪捜査指導官」に、「暴力対策官」を「暴力対策官 被害者連絡調整官 交通事故事件捜査統括官」に、「警備対策官」を「警備対策官 警衛指導官」に改め、同項の次に次のように加える。

市警察部	部長	3種
	課長 政策企画官	5種
	次席（警視の階級にあるものに限る。）	6種
	次席（区分6種のものを除く。）	7種

附 則  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**正 誤**

平成24年3月9日熊本県人事委員会規則第28号（熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
14	29	熊本県人事委員会規則第1号	熊本県人事委員会規則第28号

平成24年3月9日熊本県人事委員会規則第29号（副校長の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
18	31	熊本県人事委員会規則第2号	熊本県人事委員会規則第29号